

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則案参考資料

第1条（実質的支配者等）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第4号の委任に基づき、同号に規定する「申請者の実質的支配者等」を定めるものである。

法第5条の規定による認証の申請者において、本条各号の一に該当する者（実質的支配者等）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている場合は、当該実質的支配者等が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていなければ、認証を受けることができないことになる。

第2条（子会社等）

法第6条第4号の委任に基づき、同号に規定する「申請者の子会社等」を定めるものである。

法第5条の規定による認証の申請者において、本条各号の一に該当する者（子会社等）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている場合は、申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていなければ、認証を受けることができないことになる。

第3条（認証に当たり審査の対象となる使用人）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令案（本規則案と同時にパブリックコメント手続に付している。）第2条の委任に基づき、同条とあいまって、法第7条第9号及び第10号の「政令で定める使用人」を定めるものである。

第4条（認証の申請）

法第8条第1項の委任に基づき、法第5条の規定による認証の申請の方法について定めるものである。

様式第1号 認証申請書の様式であり、法第8条第1項第1号及び第2号並びに本規則案第5条各号の規定を受けて定めたものである。

なお、各様式の表題部は、提出する者が法人、法人でない団体、個人のいずれである場合においても対応できるよう、不要な文字を削除して使用するものとしている。

第5条（認証申請書のその他の記載事項）

法第8条第1項第3号の委任に基づき、法第5条の規定による認証の申請のための申請書（認証申請書）の記載事項について定めるものである。

認証申請書には、法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、本条各号に掲げる事項を記載しなければならないことになる。

第6条（認証申請書のその他の添付書類）

(1) 本条第1項は、法第8条第2項第4号の委任に基づき、認証申請書の添付書類である同号の「当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経

理的基礎を有することを明らかにする書類」を定めるものである。

- (2) 本条第2項は、法第8条第2項第5号の委任に基づき、認証申請書の添付書類を定めるものである。

認証申請書には、法第8条第2項第1号から第4号までに掲げる書類（第4号に掲げる書類は、本条第1項に掲げる書類となる。）のほか、本条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならないことになる。

様式第2号 本規則案第6条第2項第4号により認証申請書の添付書類とされる、申請者、申請者（個人を除く。）の役員及び重要な使用人がそれぞれ作成した法第7条各号（欠格事由）に該当しないことを誓約する書面（誓約書）の様式である。

第7条（手数料の納付方法）

法第8条第3項（同項の規定は、法第12条第4項において準用されている。）は、「法第5条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない」としており、同項の規定を実施するため、手数料の納付方法について定めるものである。

第8条（認証審査参与員からの意見聴取）

法第9条第3項（同項の規定は、法第12条第4項及び第23条第6項において準用されている。）の委任に基づき、法務大臣が認証審査参与員の意見を聴く手続について定めるものである。

第9条（掲示）

本条第1項は、法第11条第2項の委任に基づき、同項の規定により認証紛争解決事業者が行う掲示の掲示事項を定めるものであり、本条第2項は、同じく法第11条第2項の委任に基づき、同項の規定により認証紛争解決事業者が行う掲示の方法について定めるものである。

認証紛争解決事業者は、認証紛争解決事業者である旨（法第11条第2項参照）のほか、本条第1項各号に掲げる事項を、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において、見やすいように掲示しなければならないことになるが、この掲示は、本条第2項に定める方法によって行うことができる。

第10条（変更の認証を要しない軽微な変更）

法第12条第1項の委任に基づき、業務の内容又はその実施方法の変更のうち、法務大臣の変更の認証を受けることを要しない軽微な変更を定めるものである。

本条各号に掲げる変更については、法第13条第1項第2号の規定により、変更があったときはその旨を法務大臣に届け出なければならないことになる。

第11条（変更の認証の申請）

- (1) 本条第1項は、法第12条第2項の委任に基づき、同条第1項の規定による変更の認証の申請の方法について定めるものである。

- (2) 本条第2項は、法第12条第3項の委任に基づき、変更認証申請書の添付書類について定めるものである。

変更認証申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類

(法第12条第3項参照)のほか、本条第2項に掲げる書類(法第8条第2項各号(2号を除く。))に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならないことになる。

様式第3号 変更認証申請書の様式である。記載事項は「変更に係る事項」(法第12条第2項)であり、変更しようとする認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を特定した上、変更内容をその理由とともに具体的に記載することとしている。

第12条(変更の届出)

本条第1項は、法第13条第1項第4号の委任に基づき、同項の規定による変更の届出の届出事項を定めるものであり、本条第2項は、法第13条第1項の委任に基づき、同項の規定による変更の届出の方法について定めるものである。

認証紛争解決事業者は、法第13条第1項第1号から第3号までに掲げる変更のほか、本条第1項各号に掲げる変更があったときは、本条第2項に規定する方法により、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならないことになる。

様式第4号 変更届出書の様式である。

第13条(紛争の当事者に対する説明)

本条第1項は、法第14条第4号の委任に基づき、同条の規定による説明の説明事項を定めるものであり、本条第2項は、法第14条の委任に基づき、同条の規定による説明の方法について定めるものである。

認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法第14条第1号から第3号までに掲げる事項のほか、本条第1項各号に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない(ただし、本条第2項の規定により、説明をするに当たり紛争の当事者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。)ことになる。

第14条(手続実施記録の作成及び保存)

(1) 本条第1項は、法第16条第6号の委任に基づき、手続実施記録の記載事項である同号の「実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項」を定めるものである。

手続実施記録には、法第16条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、本条第1項に掲げる事項を記載しなければならないことになる。

(2) 本条第2項は、法第16条の委任に基づき、手続実施記録の保存期間を定めるものである。

第15条(合併の届出等)

(1) 本条第1項は、法第17条第1項の委任に基づき、同項による合併等の届出の方法(添付書類を含む。)について定めるものである。

(2) 本条第2項は、法第17条の規定を実施するため、同条第1項各号に掲げる行為をした者等は、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない旨を定めるものである。

様式第5号 合併等届出書の様式である。

第16条（解散の届出）

法第18条第1項の規定を実施するため、同項による解散の届出の方法（添付書類を含む。）について定めるものである。

様式第6号 解散届出書の様式である。

第17条（事業報告書）

法第20条の委任に基づき、同条に規定する事業報告書の様式を定めるものである。

様式第7号 事業報告書の様式であり、第12面の10(1)イ及び第13面の10(1)ウの表中「類型」欄及び同ウの表中「手続実施者の別」欄には、別に法務省において定める区分に従い、認証紛争解決手続を実施した紛争の種類及び手続実施者の職業の種別を記載するものである。

第18条（報告）

法第21条第1項の委任に基づき、同項の規定により法務大臣が認証紛争解決事業者に対して必要な報告を求める方法について定めるものである。

第19条（職員の身分証明書の様式）

法第21条第2項の規定を実施するため、同項に規定する身分証明書の様式を定めるものである。

様式第8号 職員の身分証明書の様式である。

第20条（認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表）

法第31条の委任に基づき、同条の規定により法務大臣が公表することができる事項を定めるものである。

法務大臣は、認証紛争解決事業者の氏名、名称及び住所、認証紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地のほか、本条各号に掲げる事項について、法第31条の規定により公表することができる。